

# 福岡県公報

令和三年四月二十日  
第百九十三号  
増刊  
①

## 目次

### 選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………一

### 選挙管理委員会

#### 福岡県選挙管理委員会告示第七十七号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和三年四月二十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 北九州市(小倉南区)の表中

北九州湯川病院

〃 〃 葛原二丁目一番一〇号

を

北九州湯川病院

〃 〃 湯川五一〇一〇

に改める。

一 病院 大牟田市の表中

医療法人静光園第二病院

〃 〃 下池町二九

有明病院

〃 〃 船津町四四〇の三

南大牟田病院

〃 〃 白井町三一一

を

医療法人静光園第二病院

〃 〃 下池町二九

南大牟田病院

〃 〃 白井町三一一

に改める。

一 病院 飯塚市の表中

共立病院

〃 〃 横田七七〇の三

明治記念病院

〃 〃 川津三六〇一三

社会保険二瀬病院老人保健施設

〃 〃 伊川一二四三一

を

共立病院

〃 〃 横田七七〇の三

社会保険二瀬病院老人保健施設

〃 〃 伊川一二四三一

に改める。

二 老人ホームの表中

社会福祉法人三活会特別養護老人ホーム緑の里

〃 〃 粕谷町大字酒殿五二四番地の一

ケア・ハウス緑の里

〃 〃 大字酒殿五二四一

を

ユニット型特別養護老人ホーム緑の里	ケア・ハウス緑の里	特別養護老人ホーム緑の里	ユニット型特別養護老人ホーム緑の里
〃	〃	〃	〃
酒殿三一二二一	酒殿三一二二一	粕屋町酒殿三一二二一	大字酒殿五二四一

に改める。